

報告第1号

専決処分報告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成25年6月7日提出

芦屋市長 山中 健

記

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

地方税法の一部改正に伴い、急施を要したので専決処分したものを。

専決第1号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市市税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成25年3月31日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第15号

芦屋市市税条例の一部を改正する条例

芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第62条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第114条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第16条第2項中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成24

年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第16条の2第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。
- 4 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律(平成25年法律第 号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条第2項の規定の適用については、同項中「, 第37項若しくは第38項」とあるのは「若しくは第37項」とする。

参 照

芦屋市市税条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

- (1) 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止する。
(第62条及び第114条関係)
- (2) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日
- (2) 改正後の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成24年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- (3) 耐震改修に伴う固定資産税の減額に係る申告手続の経過措置
平成25年4月1日以前に耐震改修に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合に固定資産税の減額を受けようとするときは、当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類を追加して提出するものとする。
- (4) 施行日から港湾法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における都市計画税に係る読替規定の整備